

(仮称)新南部工場施設整備・運営事業 対面的対話 議事録(質問回答形式)

リスク管理方針書（案）に係る質問に対する組合の回答

NO	シート番号	項目	意見、質問等	回答
1	10、11	組合及び民間事業者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、事業契約の締結に至らなかった場合	契約関連で、法制度の変更や地震等の災害発生等により提案内容の実施が不可能となる場合の損害の負担が組合と民間事業者各々となっているが、貴組合の分担として頂きたい。	基本協定書（素案）第8条に示すように、甲及び乙のいずれの責にも帰すべきでない事由により、組合と民間事業者が事業契約の締結に至らなかった場合は、各々が負担することで考えている。
2	31	住民対応	運営計画の不備等による住民からのクレームについて運営事業者リスクから組合側へのリスク負担変更を希望する。 「運営計画の不備等」について、明確にしていきたい。（例えば、運営委託契約を満足していれば組合リスク、満足していなければ運営事業者リスク）	住民からのクレームは施設に来ると思われるため、まず運営事業者にてきっちり対応していただきたい。その後、内容に応じて組合と事業者で協議を行って対応することとなる。
3	48	不可抗力 建設請負契約に係るリスク 風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合（建設請負契約締結後）	不可抗力は予見不可能であり、建設請負事業者のコントロール下にはないため、建設請負事業者の負担を免除頂きたい。	最終的には、入札公告時の資料を確認頂くことになるが、建設請負契約書（素案）第32条等に示している考え方から変更しないものとして考えること。
4	50	不可抗力 運営委託契約に係るリスク 風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合（運営委託契約締結後）	不可抗力は予見不可能であり、運営事業者のコントロール下にはないため、運営事業者の負担を免除頂きたい。	最終的には、入札公告時の資料を確認頂くことになるが、運営委託契約書（素案）第54条、第55条に示している考え方から変更しないものとして考えること。
5	60	測量・調査の不備	組合提示資料に対して、建設請負工事を進める上で追加調査が必要と判断されるがために実施するものであることから、その不備に起因するリスクを建設請負事業者が全て負うことは不可能である。	追加調査が生じた段階で協議する。
6	80、81	ごみ量、ごみ質の変動	「ごみ量、ごみ質の変動による影響が、運営委託料の●%を超える場合、差額を清算する。」とあるが、運営委託料全体ではなく、変動費のみに乗じて頂きたい。 ごみ質、ごみ量が契約の規定以上に著しく変動した場合のコスト増加については、運営事業者でコントロールできないため、運営委託料との差額を清算する規定が望ましいと考える。	最終的には、入札公告時の資料を確認頂くことになるが、運営委託契約書（素案）第17条、第46条、第47条、第48条、第51条、第52条に示している考え方から変更しないものとして考えること。 なお、今回提示しているごみ質は、過去10年間のデータを解析した結果を整理したものであり、この間台風風水害等も経験しており、この範囲を逸脱することは想定しにくいと考えている。 ごみ量が設定範囲以上に著しく変動があった場合は協議する。
7	82	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	災害廃棄物は、災害という異常な状況から発生するごみであることから、その形状、質共に通常のごみとは大きく異なり、処理費用が増加する。したがって、当該年度の計画ごみ量を上回らなくとも、災害廃棄物を処理したことで発生した追加費用については全額を清算頂けるものと考えている。	最終的には、入札公告時の資料を確認頂くことになるが、運営委託契約書（素案）第20条、第48条、第51条、第52条に示している考え方から変更しないものとして考えること。協議には応じる。
8	88、89	搬入禁止物の混入によるコスト増大リスク、搬入禁止物の混入による運転停止リスク	災害廃棄物においては、組合との協議にて受入処理を優先と判断された場合には、注意義務を果たせない場合があるため、運営事業者の免責事項として頂きたい。	最終的には、入札公告時の資料を確認頂くことになるが、運営委託契約書（素案）第21条、災害廃棄物については第20条、第51条、第52条に示している考え方から変更しないものとして考えること。
9	102	直接搬入者の料金未徴収に係るリスク	未徴収分について、民間事業者が、組合同様の指示（督促、勧告等）を行うことは実質的に難しく、第3のリスクを派生する要素となりうることから、行政機関である組合にて当該リスクを負担頂くことが妥当と考える。	最終的には、入札公告時の資料を確認頂くことになるが、運営委託契約書（素案）第66条に示している考え方から変更しないものとして考えること。未徴収分の損害は請求する。
10	103	施設の性能確保	事業期間終了時において施設稼働の予定はないと質疑回答を頂いているが、それにもかかわらず事業終了時に施設の性能確保のためにコストを計上するのは、コストアップにつながる。	25年間の施設性能を維持するよう、計画どおり運営すること。
11	その他	委託費の見直し	委託費の見直し方法は、運営委託契約書（素案）では各改訂指数の年間平均値で比較することになっている。しかし、災害や異常気象が生じた場合は、短期間で大きくごみ質が変動することもあり、年間平均値とすると変動の大小が薄められる感じがする。したがって、平時の場合はこのような考えでもよいが、災害や異常気象等、特別な事象が生じた際については、見直し対象として頂きたい。	基本的には、№6の回答のとおり。 ただし、特別な事象が生じた場合は、協議することとする。